



林	寿三郎	大字睦逢三三一
原	田 実	一三五
久	野 輝之	大字会下一八八
谷	尾 頼孜	一二四
久	野 信幸	大字郡家二〇六
山	本 義孝	大字高江四八
地	原 敏夫	大字八幡二一〇
山	尾 三郎	大字下原九二
升	本 順一	一〇一
竹	中 義範	大字八束水三三三
箕	原 隆雄	六六八
田	中 末雄	一二四四
監	野 藤春善	鹿野町大字鷲峯一〇四一
事	田 中 顯人	気高町大字飯里一九四
中	原 平蔵	大字上原三七五
久	野 麒一	大字郡家二三三
堀	場 進	大字八束水六六六
昭	和六十二年一月三十一日就任	任期四年

鳥取県告示第八百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大山開拓名和町地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の名及び住所

理事	増本 茂	西伯郡名和町大字高田一〇六七―二
角	松本 重信	二四四四
原	公 邦	大字門前一―三二
原	祥二郎	一〇四五
下	嶋 三郎	六九一
荒	松 信孝	七六六
船	越 虎治	大字加茂三二〇四
林	中 弘光	二七七〇―二
表	村 勲	大字東坪二四八四―九
河	村 富士夫	大字小竹二二九七―六
二	宮 猛	大字豊成二二四四―一
監	佐 谷 勉	大字高田二〇五五
事	小 林 隆雄	大字門前九九六
山	上 登美明	大字加茂二〇三二
平	成元年四年一日就任	任期二年

鳥取県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり安田土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨

の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 森 進 東伯郡赤碕町大字赤碕一四八三一

入江 勇 大字篁津二七七

秦野 禎七 大字湯坂一六四一一

大本 栄市 大字光二五七

田中 重光 大字梅田一五三

村本 国光 大字篁津五八三

宮代 薫 二五六

田中 秋久 九九八

高塚 秀光 大字湯坂六八

石賀 寛治 大字尾張一七二

豊嶋 政雄 大字光二七六

大本 茂蔵 二五一

北村 猛 大字尾張一三一

田中 一夫 大字八幡一〇六

永田 久芳 一〇五七

秦野 種夫 大字湯坂三六一二

福田 清 大字篁津三八〇

野間田 悦栄 大字八幡一〇六〇

手嶋 長与司 大字光二五五

昭和六十一年四月十三日就任 任期四年

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 進 東伯郡赤碕町大字赤碕一四八三一

昭和六十三年十一月一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 中井 勲 東伯郡赤碕町大字竹内三七二

平成元年三月十七日就任 任期平成二年四月十二日迄

鳥取県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米子市石州府土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 野坂 松衛 米子市石州府四三三

高橋 定 四四三

高橋 誠治 四三一

野坂友次	四五四		
高橋順	四二一		
梅林喜男	四四一		
大前広光	四二二一	西伯郡岸本町押口二一〇	
角田実			
金澤昭正	一一二		
西澤道幸	一六六		
山下精	三八		
古前金雄	米子市石州府四〇八		
高橋孝明	福万五九四一		
山中馨	西伯郡岸本町押口二一一		

平成元年七月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 野坂松衛 米子市石州府四三三

高橋定 四四三

坂根喜之 四二〇

野坂友次 四五四

高橋順 四二一

山本聡明 四一六

大前広光 四二二一

角田実 西伯郡岸本町押口二一〇

金澤昭正 一一二

井上繁美 一一三

神庭武志 一〇二

監事 梅林喜男 米子市石州府四四一

高橋博隆 四三五

西澤道幸 西伯郡岸本町押口一六六

平成元年七月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第八百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり光徳土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 林原繁康 西伯郡名和町大字豊成一〇一九

白田由明 大字東坪八八六

竹田鉄雄 大字西坪六五

松井利三雄 二四〇

林原富三郎 大字豊成六五八

上村和義 一六〇一一

入江得吉 大字倉谷五八六

山田若義 大字東坪二〇三

就任した役員の氏名及び住所

中村 公	大字小竹三九八
山下 達雄	大字西坪一六五
井上 節雄	大字東坪二七三
西山 安治	大字西坪一三七
野口 駒治朗	大字豊成九八三
徳永 幹	大字倉谷五九七一

平成元年七月十三日退任

理事 竹田 鉄雄	西伯郡名和町大字西坪六五
林原 繁康	大字豊成一〇一九
林原 富三郎	六五八
上村 和義	一六〇一五
白田 由明	大字東坪八八六
中村 公	大字小竹三九八
山下 達雄	大字西坪一六五
二ノ宮 守政	大字小竹六八一
二宮 順雄	大字豊成九二三
浜崎 弘道	大字東坪二二二
徳永 幹	大字倉谷五九七一
国本 尚弘	大字西坪一四三
西山 安治	一三七
近藤 義英	大字豊成九五四
中西 正夫	大字東坪八三五

林原 光輝 大字倉谷五一

平成元年七月十四日就任 任期四年

鳥取県告示第八百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成元年八月二十日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十四号

三朝町が行う土地改良事業（構造政策推進モデル集落整備事業恩地地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年八月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき赤碓町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）熊田地区農業用排水）を平成元年八月十九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

東郷町	事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
		地区再編農業構造改善事業勝負谷地区農用地造成	平成元年三月二十五日

鳥取県告示第八百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子市	事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
尾高井手 区 土地改良		単農土地改良事業古豊干地区農業用排水	昭和五十七年三月二十日
		団体管かんがい排水事業尾高井手地区かんがい排水	昭和六十三年三月三十一日

下市駅南 土地改良 区	米子市尚 徳三ヶ堰 土地改良 区	業用排水 "  "	下市駅南地区農 業用排水	昭和五十六年三月二 十五日
団体営農業用河川工作物応急対策事業大 袋地区				昭和六十三年三月二 十五日

鳥取県告示第八百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字魚見谷二四一八の二、二四二二の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八束水字中船戸屋敷二六五七（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の七第二項の規定に基づき、次の県道を自転車歩行者専用道路に指定するので、同条第五項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年八月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取河原 自転車道	区 鳥取市吉成字上崎下夕五四三―二地先か ら同市国安字下河原三三八―三地先まで	間 指定の期日 平成元年八月二十三 日
---------------------	---	------------------------------

鳥取県告示第八百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成元年八月二十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 鳥取河原 自転車道	区 鳥取市吉成字上崎下夕五四三―二地先か ら同市国安字下河原三三八―三地先まで	間 供用開始の期日 平成元年八月二十三 日
---------------------	---	--------------------------------

鳥取県告示第八百七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成元年八月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成元年七月二十七日 鳥取県指令受都計三―二第七号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市下新印字石田ノ一
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市下新印五二七  
藤谷 吏

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成元年 8月22日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

- 1 試験の名称  
平成元年度鳥取県職員採用初級試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数等



試験の区分	採用予定者数	第二志望可能な試験の区分
一般事務	18名程度	
学校事務	15名程度	警察事務
警察事務	4名程度	学校事務

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

知事又は教育委員会の事務部局、市町村立小・中学校、警察等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額102,200円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることのできない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
一般事務	昭和43年4月2日から昭和47年4月1日まで に生まれた者
学校事務	昭和41年4月2日から昭和47年4月1日まで に生まれた者
警察事務	

6 第一次試験

(1) 試験種目

教養試験（多枝選択式）及び適性試験（多枝選択式）

(2) 試験の期日

平成元年10月15日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

平成元年11月上旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び

第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示し

て発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第二次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験、適性検査及び身体検査とし、人物試験は個別

面接により行う。

(2) 試験の期日及び場所

平成元年11月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

平成元年11月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその

氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

平成元年8月22日(火)から同年9月11日(月)まで。

なお、郵送による申込みは、平成元年9月11日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日及び第2・第4土曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成元年8月22日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

1 試験の名称

平成元年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	5名程度
警察官(B)	5名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の表に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	133,500円
警察官(B)	114,600円

## 5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受験資格
警察官(A)	学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を平成2年3月31日までに卒業する見込みの者
警察官(B)	上記以外の者

## 6 第一次試験

## (1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び論文又は作文試験

## (2) 試験の期日

平成元年9月24日（日）

## (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校

米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校

## (4) 第一次試験合格者の発表

平成元年10月下旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び

第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 7 第二次試験

## (1) 試験種目

人物試験、適性検査、身体検査及び体力検査とし、人物試験は個別面接により行う。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

## (2) 試験の期日及び場所

平成元年11月上旬に鳥取市において行う。

## 8 最終合格者の発表

平成元年11月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

## 9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

## 10 受験手続

## (1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

- (2) 受験の申込み  
 受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

- (3) 申込受付期間及び申込受付時間  
 ア 申込受付期間

平成元年8月22日(火)から同年9月11日(月)まで。

なお、郵送による申込みは、平成元年9月11日(月)までの消印のあるもの限り受け付ける。

- イ 申込受付時間  
 9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日及び第2・第4土曜日は受け付けない。

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。  
 (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。  
 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.11以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

職員の任用に関する規則(昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

平成元年8月22日

鳥取県人事委員会委員長 牧山正幸

1 試験の名称

平成元年度鳥取県交通巡視員採用試験

<p>2 採用予定者数 3 名程度</p> <p>3 対象となる職 警察に勤務する行政職給料表1級の交通巡視員の職</p> <p>4 給与 この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額 102,200 円のほか諸手当が支給される。</p> <p>5 受験資格 昭和43年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた女子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。</p> <p>6 第一次試験</p> <p>(1) 試験種目 教養試験(多肢選択式)、適性試験(多肢選択式)及び身体検査とする。</p> <p>なお、身体検査の項目及び基準は、別表のとおりとする。</p> <p>(2) 試験の期日 平成元年10月15日(日)</p> <p>(3) 試験の場所 鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校 米子市大谷町200 鳥取県立米子西高等学校</p> <p>(4) 第一次試験合格者の発表 平成元年11月上旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び</p>	<p>第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。</p> <p>なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>7 第二次試験</p> <p>(1) 試験種目 作文試験、人物試験、適性検査及び身体検査(一般内科系検査)とし、人物試験は個別面接により行う。</p> <p>(2) 試験の期日及び場所 平成元年11月中旬に鳥取市において行う。</p> <p>8 最終合格者の発表 平成元年11月下旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。</p> <p>なお、合格者には、書面で通知する。</p> <p>9 採用候補者名簿及び採用方法 最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。</p> <p>10 受験手続</p> <p>(1) 受験申込用紙の交付 受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署において交付する。</p> <p>(2) 受験の申込み 受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。</p> <p>(3) 申込受付期間及び申込受付時間</p>
---	---

ア 申込受付期間  
 平成元年 8月22日(火) から同年 9月11日(月) まで。  
 なお、郵送による申込みは、平成元年 9月11日(月) までの消印のあるものに限り受け付ける。

- イ 申込受付時間  
 9時から17時まで(土曜日は12時まで)。ただし、日曜日及び第2・第4土曜日は受け付けない。

- 11 その他  
 (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。  
 (2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合には、72円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。  
 (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基	準
身長	156センチメートル	以上であること。
体重	43キログラム	以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。	

弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】